

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 172 「時価の算定に関する会計基準（案）」の公表について

平成 31 年 1 月 18 日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が公表されました。

- ・ 企業会計基準公開草案第 63 号
「時価の算定に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第 64 号（企業会計基準第 9 号の改正案）
「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第 65 号（企業会計基準第 10 号の改正案）
「金融商品に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 63 号
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 64 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 65 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

今回は、「時価の算定に関する会計基準（案）」についての概要を説明します。

1. ASBJ 公開草案の概要

(1) 開発にあたっての基本的な方針（時価算定会計基準案第 23 項及び第 24 項）

ASBJ では、時価算定会計基準案の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、国際財務報告基準（IFRS）第 13 号（以下「IFRS 第 13 号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。

ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

また、IFRS 第 13 号では公正価値という用語が用いられていますが、本会計基準では代

わりに時価という用語を用いています。

これは、我が国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮したためとされています。

(2) 範囲（時価算定会計基準案第3項）

時価算定会計基準案は、次の項目の時価に適用することとされています。

- (a) 金融商品会計基準案における金融商品
- (b) 棚卸資産会計基準案におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(3) 時価の定義（時価算定会計基準案第5項、第30項）

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とされています。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではないとされています。

同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされています。

(4) 時価の算定単位（時価算定会計基準案第6項）

資産又は負債の時価を算定する単位は、原則としてそれぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によることとされています。

(5) 時価の算定方法（時価算定会計基準案第8項）

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法

（そのアプローチとして、例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがある。）を用いることとされています。

(6) 適用時期

本会計基準は、原則として平成32年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされています。